

大日本帝國政府

117

支那

113

支那

支那ヨリノ對日送金規則ニ付テハ、果大御連絡所ノ送本邦人ノ引揚ニ依ル特種金（家族全員引揚ノ場合）ニ關シ、家族一部引揚ノ場合ハ其ノ生活費程度ニ付テ、ミノ對日送金ヲ認ムル方針ナルコトハ從來ノ通ナリ。ニ付今般別紙方針ニ依ルコトニ改訂セルニ付右御了知ノ上可然御取計相成度

朝鮮 統制府事務局長  
 台湾 統制府事務局長  
 滿洲 統制府事務局長  
 大連 支那事務局長  
 陸軍省 經理局長  
 海軍省 經理局長  
 支那（香港、廣州島等）ヨリノ引揚本邦人ノ特種金規則實施要領ノ件（改正）

大藏省 外務省

戰外管第四參參〇號

昭和二十年四月十九日

大日本帝國通則

一 送金ニ付テハ、送金日送金實額ニ基テ送金申請書ニ基テ送金スルコト  
 二 送金申請書ニ關シ、當該申請書日送金額ヲ以テ送金申請書原本ニ基テ送金スルコト  
 三 送金申請書原本ニ基テ送金申請書原本ニ基テ送金スルコト



# 大日本帝國憲法

憲法第四條

昭和二十年四月十五日

天皇ハ日本國ヲ統治スルニ當リテハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 主權ヲ行使スルニ付テハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 國ノ利益ニ對シテ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 支那ニ對シテ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ

(一) 天皇ハ日本國ヲ統治スルニ當リテハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 (二) 天皇ハ日本國ヲ統治スルニ當リテハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 (三) 天皇ハ日本國ヲ統治スルニ當リテハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ

天皇ハ日本國ヲ統治スルニ當リテハ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 國ノ利益ニ對シテ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ  
 支那ニ對シテ其ノ權ヲ行使スルニ依リテ

# 大日本帝國政府

通商手方計ニ依ル場合三萬圓以下ノ金ハ比較的有利ナル爲使用  
 人等名義ヲ以テ運分持持チ爲ス等通用ノ慣アルニ付テハ特ニ制置  
 意相成度從テ本實施要領ノ銀行其ノ他外部ヘノ切回示ハ之ヲ避ケ  
 ル様被成度爲念